

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和 5 年11月21日(火)

午後 2 時15分～

函南町役場 3 階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第61号 令和 6 年度函南町立幼稚園、こども園入園許可について

議案第62号 第48回函南町駅伝大会に伴うかなみ知恵の和館の開館時間の変更
について

議案第63号 令和 5 年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

議案第64号 令和 4 年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書について

議案第65号 要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について

5 報 告

6 そ の 他

次回委員会開催予定

定例会 令和 5 年12月21日(木) 13 : 10～ 函南町役場 3 階 教育委員会室

教育長関係報告事項

令和5年11月21日（火）

月日	曜日	内 容
10月26日	木	・ 要保護児童対策地域協議会代表者会議(13:30～)
10月29日	日	・ 第29回MOA美術館函南児童作品展表彰式(13:00～)
10月30日	月	・ 職員採用試験第3次募集三次試験(14:30～) ・ まちづくりブロック懇談会（東小校学区）(19:00～)
10月31日	火	・ 町内校長会(13:00～)
11月1日	水	・ 東小学校指導訪問(9:00～)
11月2日	木	・ 町2年目研修(9:00～)
11月9日	木	・ 県市町教育委員会研修会(13:00～)
11月10日	金	・ あいさつ運動（7:30～） ・ 田方地区校長代表者会(15:00～)
11月11日	土	・ 田方農業高等学校学校祭、学校運営協議会(13:00～)
11月12日	日	・ 桑村小運動会(8:30～) ・ 函南町教育研究会児童生徒作品展
11月13日	月	・ 企画会議(9:00～)
11月14日	火	・ 教育事情視察（～11/15）
11月16日	木	・ 県学校保健研究大会田方大会(13:00～)
11月17日	金	・ 県校長会教育研究三島・田方大会(9:00～)
11月18日	土	・ 子供・若者育成支援推進強調月間静岡県大会(8:00～)
11月21日	火	・ 教育委員会定例学校等訪問（9：15～） ・ 桑村小学校創立150周年記念式典(13:00～) ・ 函南町教育委員会（14：15～）

議案第61号

令和6年度函南町立幼稚園、こども園入園許可について

令和6年度函南町立幼稚園、こども園入園願書が提出されたので、函南町幼稚園規則（昭和39年教育委員会規則第1号）第14条第1項の規定により教育委員会の承認を求める。

令和5年11月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和6年度の函南町立幼稚園、こども園入園希望者について、入園許可の承認を求めるものです。

令和 6 年度 新入園申込書提出者数

単位:人

園/歳児	春光幼稚園		丹那幼稚園		二葉こども園		間宮幼稚園		みのり幼稚園		自由ヶ丘幼稚園		合 計	
3歳児	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	13	5	1	2	1	4	3	7	6	3	12	15	36	36
	18		3		5		10		9		27		72	
4歳児	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
	1		0		0		0		0		1		2	
5歳児	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	0		0		0		0		0		2		2	
合 計	19		3		5		10		9		30		76	

令和5年度幼稚園園児数一覧表

(令和5年11月13日 の在園児数)

単位:人

歳児 園	3 歳 児				4 歳 児				5 歳 児				合 計			
	男	女	計	クラス数	男	女	計	クラス数	男	女	計	クラス数	男	女	計	クラス数
春光幼稚園	10	9	19	1	12	10	22	1	9	9	18	1	31	28	59	3
丹那幼稚園	2	3	5	1	0	2	2	1	2	4	6	0	4	9	13	2
二葉こども園	1	4	5	1	5	3	8	1	4	4	8	1	10	11	21	3
間宮幼稚園	10	8	18	1	5	9	14	1	8	14	22	1	23	31	54	3
みのり幼稚園	6	6	12	1	4	5	9	1	6	15	21	1	16	26	42	3
自由ヶ丘幼稚園	16	21	37	2	21	22	43	2	26	21	47	2	63	64	127	6
合 計	45	51	96	7	47	51	98	7	55	67	122	6	147	169	316	20

※丹那幼稚園4、5歳児は複式学級

令和6年度幼稚園入園見込及び令和5年度比較

単位:人

		3歳児クラス				クラス数	4歳児クラス				クラス数	5歳児クラス				クラス数	合 計					クラス数
		男	女	計	男		女	計	男	女		計	男	女	計							
春光幼稚園	R5	10	9	19	1	R5	12	10	22	1	R5	9	9	18	1	R5	31	28	59	3		
	R6	13	5	18	1	R6	10	10	20	1	R6	12	10	22	1	R6	35	25	60	3		
丹那幼稚園	R5	2	3	5	1	R5	0	2	2	1	R5	2	4	6	0	R5	4	9	13	2		
	R6	1	2	3	1	R6	2	3	5	1	R6	0	2	2	0	R6	3	7	10	2		
二葉こども園	R5	1	4	5	1	R5	5	3	8	1	R5	4	4	8	1	R5	10	11	21	3		
	R6	1	4	5	1	R6	1	4	5	1	R6	5	3	8	1	R6	7	11	18	3		
間宮幼稚園	R5	10	8	18	1	R5	5	9	14	1	R5	8	14	22	1	R5	23	31	54	3		
	R6	3	7	10	1	R6	10	8	18	1	R6	5	9	14	1	R6	18	24	42	3		
みのり幼稚園	R5	6	6	12	1	R5	4	5	9	1	R5	6	15	21	1	R5	16	26	42	3		
	R6	6	3	9	1	R6	6	6	12	1	R6	4	5	9	1	R6	16	14	30	3		
自由ヶ丘幼稚園	R5	16	21	37	2	R5	21	22	43	2	R5	26	21	47	2	R5	63	64	127	6		
	R6	12	15	27	2	R6	17	21	38	2	R6	21	24	45	2	R6	50	60	110	6		
R5合計		45	51	96	7		47	51	98	7		55	67	122	6		147	169	316	20		
R6合計		36	36	72	7		46	52	98	7		47	53	100	6		129	141	270	20		
R6－R5		△ 9	△ 15	△ 24	0		△ 1	1	0	0		△ 8	△ 14	△ 22	0		△ 18	△ 28	△ 46	0		

令和 6 年度 幼稚園入園者数見込

(令和5年11月13日 現在)

単位:人

歳児	3歳児クラス				4歳児クラス				5歳児クラス				合 計			
園名	男	女	計	クラス数	男	女	計	クラス数	男	女	計	クラス数	男	女	計	クラス数
春光幼稚園	13	5	18	1	10	10	20	1	12	10	22	1	35	25	60	3
丹那幼稚園	1	2	3	1	2	3	5	1	0	2	2	0	3	7	10	2
二葉こども園	1	4	5	1	1	4	5	1	5	3	8	1	7	11	18	3
間宮幼稚園	3	7	10	1	10	8	18	1	5	9	14	1	18	24	42	3
みのり幼稚園	6	3	9	1	6	6	12	1	4	5	9	1	16	14	30	3
自由ヶ丘幼稚園	12	15	27	2	17	21	38	2	21	24	45	2	50	60	110	6
合計	36	36	72	7	46	52	98	7	47	53	100	6	129	141	270	20

※丹那幼稚園4、5歳児は複式学級予定

議案第62号

第48回函南町駅伝大会に伴うかなみ知恵の和館の開館時間の変更について

第48回函南町駅伝大会が開催されるのに伴い、函南町立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年函南町教育委員会規則第1号）第3条第2項の規定により、町立図書館の開館時間を変更したいので、教育委員会の承認を求める。

変更前開館日時 令和6年2月11日（日） 午前9時30分～午後5時
変更後開館日時 令和6年2月11日（日） 午後1時～午後5時

令和5年11月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

第48回函南町駅伝大会が開催されるのに伴い、かなみ知恵の和館前の道路が駅伝コースとなり、選手及び知恵の和館利用者の安全を確保するため、開館時間の変更を提案するものです。

○函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

平成25年2月5日教委規則第1号

改正

平成26年4月22日教委規則第6号

平成26年7月18日教委規則第7号

函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年函南町条例第16号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、函南町立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、保存して利用に供すること。
- (2) 図書館資料の利用に関して、その相談に応ずること。
- (3) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、資料展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (4) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (5) 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力並びに他の図書館との図書館資料の相互貸借に関すること。
- (6) その他必要な業務に関すること。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日にあつては、午後5時）までとする。ただし、水曜日は午前9時30分から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月4日まで。ただし、4日が月曜日の場合は5日まで）
- (3) 図書整理日（毎月第4金曜日とし、その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その前日とする。）
- (4) 図書特別整理期間（毎年10日以内の範囲において教育委員会が定める期間）

(館内利用)

第5条 第2条第1号に規定する図書館資料を図書館内において利用する者（以下「館内利用者」という。）は、所定の場所において利用しなければならない。

- 2 館長が指定する図書館資料は、館長が指定した場所において利用しなければならない。
- 3 館内利用者が退館するときは、当該利用した図書館資料を所定の場所に返却しなければならない。

(遵守事項)

第6条 館内利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料を利用する場所では、音読（所定の場所において音読をする場合を除く。）、談話、飲食その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 建物敷地内では、喫煙をしないこと。
- (3) その他管理上必要な事項について館長の指示に従うこと。

(館外貸出し)

第7条 館長は、図書館資料の館外貸出しを行うことができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に居住する者
- (2) 町内に通勤し、又は通学する者（前号に掲げる者を除く。）

3 館長は、広域的な図書館活動を行うため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、館外貸出しを行うことができる。

4 身体障害その他の理由により、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送等による館外貸出しを行うことができる。

- 5 館外貸出しを受けられる図書館資料の点数は、1人につき図書は10冊以内、雑誌は3冊以内、視聴覚資料は3点以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 6 館外貸出しの期間は、貸出日から15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 7 図書館資料のうち、次に掲げるものは貸出しをしない。
- (1) 汚損又は破損が著しいもの
 - (2) 破損しやすく、保存上特別な注意を必要とするもの
 - (3) 第5条第2項に規定する図書館資料（館長が特に認めた場合を除く。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことを不適当と認めたもの（利用者カード）
- 第8条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、身元を証する書類を提示して利用者カード交付申込書（様式第1号）を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。
- 2 館外貸出しを受けるときは、利用者カードを提示しなければならない。
- 3 利用者カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。（利用者カードの取扱い）
- 第9条 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カード交付申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかに利用者カード記載事項変更届（様式第2号）を館長に提出しなければならない。
- 2 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カードを紛失し、又は損傷したときは、利用者カード紛失・損傷届（様式第3号）を館長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による届出を受けたときは、館長は、利用者カードの再交付をすることができる。
- 4 利用者カードを再交付したときは、当該届け出た者から実費を徴収することができる。（団体貸出し）
- 第10条 館長は、図書館資料の団体貸出しを行うことができる。
- 2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる団体は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 町内の教育施設その他公共施設
 - (2) 町内の社会教育関係団体
 - (3) 前2号に掲げる団体のほか、館長が適当と認める町内の団体、事業所等
- 3 館外貸出しを受けられる図書資料の点数は、1団体につき100冊以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 館外貸出しの期間は、貸出日から2か月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 5 第7条第7項の規定は、団体貸出しについて準用する。（団体利用者カード）
- 第11条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする団体の責任者は、身元を証する書類を提示して団体利用者カード交付申込書（様式第4号）を館長に提出し、団体利用者カードの交付を受けなければならない。
- 2 第8条第2項及び第3項の規定は、団体利用者カードについて準用する。（団体利用者カードの取扱い）
- 第12条 第9条の規定は、団体利用者カードの取扱いについて準用する。（貸出しに係る禁止事項）
- 第13条 貸出しを受けた者又は団体は、貸出しを受けた図書館資料を転貸し等営利目的に利用し、又は当該図書館資料の利用に関して金品等を受けてはならない。（館外貸出しの停止）
- 第14条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて貸出しを停止することができる。
- (1) 第7条第6項及び第10条第4項に規定する貸出し期間内に図書館資料を返納しなかったとき。
 - (2) 第8条第3項、第9条第2項又は第13条の規定に違反したとき。（図書館資料の複製）
- 第15条 図書館資料の複製（複写）を求める者は、図書館資料複製申込書（様式第5号）を館長に提出しなければならない。
- 2 館長は、前項の申込みのあった場合において、複製により著作権法（昭和45年法律第48号）上問題が生ずるおそれがあると認めるときその他図書館資料の複製が適当でないとき、当該申込みに応じないものとする。
- 3 図書館資料を複製したときは、当該申込者から実費を徴収する。

(寄贈)

第16条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

2 図書館資料の寄贈に要する費用は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 寄贈を受けた図書館資料は、図書館所蔵の図書館資料と同様に取り扱うものとする。

(図書館協議会)

第17条 条例第15条に規定する函南町立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が未定の場合には、教育委員会がこれを招集することができる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(職員)

第18条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月22日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月18日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

第48回 函南町駅伝大会実施要項

1 趣 旨

駅伝を通じて体力の増強を図り、併せて町民相互の親睦を深める。

2 主 催

NPO法人函南町体育協会

3 共 催

函南町教育委員会

4 後 援（予定）

静岡新聞社・静岡放送

5 協 力

函南町交通指導員会、函南町スポーツ推進委員会、函南町スポーツ少年団

6 日時等

2024年2月11日（日）雨天中止（予備日なし）

集 合／柏谷公園 多目的広場

受 付／午前8時30分～午前8時50分

開 会 式／午前9時15分～

スタート／午前9時50分

7 会 場

受付・開会式／柏谷公園 多目的広場

スタート／柏谷公園 南側道路

ゴ ー ル／函南町文化センター

閉 会 式／函南町文化センター 大ホール

8 チーム

※1チーム正選手6名 控え選手3名 計9名とする。

※選手は小学校4年生以上とする。

※一般の部は、中学生を含んだ編成でも可。

※小学生男子の部、及び一般の部は男女混合も可。

9 協 議

本大会の運営上において、協議を必要とする場合、大会役員が協議して決定する。

競技上の異議については、チーム代表者が大会本部に申し出ること。

10 コース、区間

柏谷公園から函南町文化センターまで6区間**11.4 km** (別紙コース図のとおり)

区 間	始 点	経 由	終 点	距 離
第1区	柏 谷 公 園 南 側 道 路	柏谷公園南側道路→六萬部寺→東中第2グラウンド→東中フェンス沿い→ダイヤモンド→右折→まわり道(スナック)右折→柏谷公園西側道路	柏 谷 公 園 西 側 道 路	1.7 km
第2区	柏 谷 公 園 西 側 道 路	柏谷公園西側道路左折→わかくさ共同作業所右折→榎木橋手前左折→松の木橋→柿沢川左岸→畑毛温泉多目的集会所	畑 毛 温 泉 多 目 的 集 会 所	1.8 km
第3区	畑 毛 温 泉 多 目 的 集 会 所	畑毛温泉多目的集会所→函南停車場反射炉線→切透しバス停手前左折→堤ヶ池→柏谷公園西側道路	柏 谷 公 園 西 側 道 路	2.6 km
第4区	柏 谷 公 園 西 側 道 路	柏谷公園西側道路→六萬部寺→東中第2グラウンド→東中フェンス沿い→仁田マーガレット保育園	仁田マーガレット保育園	1.5 km
第5区	仁田マーガレット保育園	仁田マーガレット保育園→東部メディカル→大森橋→来光川左岸→五反田橋→来光川右岸→大土肥公民館北側	大土肥公民館北側	1.8 km
第6区	大土肥公民館北側	大土肥公民館北側→大土肥橋手前→LEON 右折→さくら保育園→函南クリニック左折→文化センター正面玄関	函 南 町 文 化 セ ン タ ー 正 面 玄 関	2.0 km

11 中継所

- ①別紙コース図に記載の地点を中継所として、タスキにて引き継ぎを行う。
- ②中継所の審判員、計時係、記録係、交通整理係の指示に従うこと。

12 競技規則

(1) 安 全

- ① 出場選手は、万全な健康状態で参加して下さい。
- ② 出場及び登録選手の健康診断については各チームにおいて実施し、無理をして競技に出場することのないように選手の事故防止に留意すること。

(2) 走 行

- ①出場選手は、責任を持って自己の受け持ち区間を走行すること。
- ②出場選手は、登録区間以外の区間を走行することはできない。
- ③出場選手が競技の途中で体調不良などで競技不能となった場合は、そのチームは失格する。
ただし次の中継地点の最下位走者の通過1分後にスタートし、競技を続けることができる。
この場合、区間賞の権利は有するものとする。
- ④出場選手が走路等で係員の指示に従わなかった場合は失格とする。
- ⑤走者は常に、道路の中心線よりも左側を走行すること。特に交差点の右折には注意すること

(3) タスキ、ナンバーカード

- ①タスキ、ナンバーカードは各チームで準備すること。
- ②タスキは必ず肩にかけること。
- ③タスキの受け渡しをもって引き継ぎとする。
- ④選手はシャツの前後にナンバーカードをつけること。

(4) 応 援

- ①選手ならびに関係者、応援者は交通整理員（交通指導委員、走路係）の指示に従って行動し、事故防止に協力すること。
- ②伴走は一切禁止する。（厳守）
- ③関係者および応援者は、選手の走行の邪魔をしてはならない。
また、走行中の選手の身体に触れてはならない。
- ③ 応援者は中継所作業（計時、記録、及び走行前後の選手誘導）の邪魔にならないよう注意して応援すること。
また、交通整理係（交通指導委員、走路係）の指示に従うこと。

(5) 収 容

チームの責任者は自己のチームの選手を收容し、最終走者と合流した後、全選手を集合させ、必ず閉会式に参加すること。

(6) 選手変更

当日、受け持ち区間または走行選手の変更を要する場合は、競技開始前のチーム受付の時（午前8時30分から8時50分まで）に、選手変更届を提出すること。

(7) 注意厳守事項

- ①收容車は、競技中のコース路を走らないように厳重に周知・徹底すること。
- ②伴走または、車を使用しての応援は一切禁止する。なお、違反したチームについては、反則となり、レースの途中であっても失格とする。
- ③応援する人は必ず走者の反対側の道路より応援すること。
- ④中継所付近の応援は、中継所作業の障害にならないよう十分注意し、中継所係員の指示に従うこと。
- ⑤中継所には中継所係員、選手及び付添者以外は入ってはならない。
- ⑥競技中は中継所係員には話しかけないようにお願いします。
- ⑦駐車許可証（各チーム2枚配布予定。）の無い車両は、ゴールの函南町文化センター駐車場には入れない。なお、路上駐車は一切禁止する。

※以上のルールを守れない場合は、失格とする。

13 部門及び参加料（1月24日（水）の代表者説明会の受付にて徴収します。）

小学生男子の部	1チーム	1,000円	小学生女子の部	1チーム	1,000円
中学生男子の部	1チーム	1,000円	中学生女子の部	1チーム	1,000円
一般の部	1チーム	3,000円			

※なお、天候不良等により大会が中止となった場合でも、保険料や準備の段階で既に経費がかかっているため参加料は返金できません。ただし、参加賞を後日配布します。

※一般の部は、中学生を含んだ編成でも可。小学生の部・一般の部は男女混合も可。

14 表 彰

小学生男子の部	1位～6位	賞状
小学生女子の部	1位～6位	賞状
中学生男子の部	1位～6位	賞状
中学生女子の部	1位～6位	賞状
一 般 の 部	1位～6位	賞状
※ 区 間 賞	各部門 賞状・記念品	
※ 各 賞	町長杯（1位）、議長杯（2位）、教育長杯（3位）、参加賞	

15 交通整理

選手ならびに関係者、応援者、歩行者等の安全確認と事故防止のため交通整理員（交通指導委員、走路係）を配置する。

16 傷害処置

出場選手は、健康保険証または、健康保険証の写しを持参すること。

出場選手は、万全な健康状態で参加してください。万一事故が発生した場合、主催者は傷害保険に加入している範囲内及び応急処置以外の責任を負いません。

また、荷物の紛失などの事故については、一切責任を負いません。

17 大会の中止について

悪天候の場合は大会を中止します。

大会の中止は主催者、共催者が当日朝に決定しますので、各チームの代表者は、午前7時以降に函南町文化センターにお問い合わせください。（TEL 055-979-1733）

なお、積雪等で前日までに中止を決定した場合は、主催者、共催者より代表者に連絡いたします。

18 申し込み（競技者登録）

2023年12月15日（金） 午後5時15分までに申込書を函南町文化センター生涯学習課窓口へ提出するか、または申込書をFAXにて生涯学習課宛て送信してください。

※申込み期間終了後の受付は出来ません。（大会当日の申し込み不可）

※大会状況の写真撮影を行います。函南町および函南町体育協会のホームページ、広報紙、新聞に参加者の写真、氏名、記録等が掲載される場合があります。あらかじめ了承したうえで、参加申込みをしてください。

19 代表者説明会

2024年1月24日（水） 午後7時より 函南町文化センターにて行います。

各チーム代表者1名以上、必ず出席して下さい。

※代表者説明会に欠席したチームは棄権扱いとします。

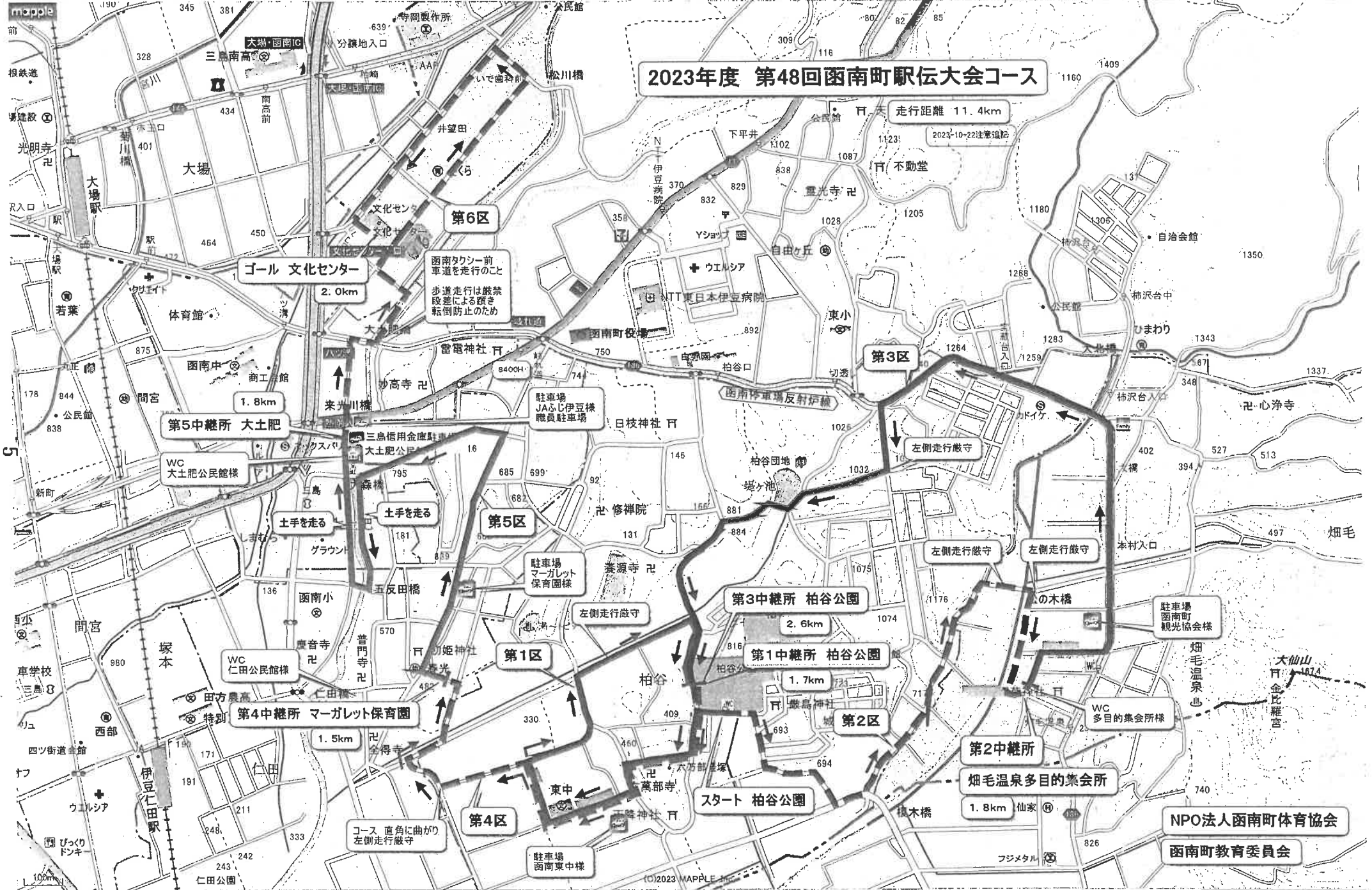
20 問合せ先

函南町教育委員会生涯学習課（函南町文化センター内）

TEL 055-979-1733 FAX 055-979-1744

NPO法人函南町体育協会

TEL 055-979-2206 FAX 055-979-2216



議案第63号

令和5年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

令和5年度函南町一般会計補正予算（第4号）のうち、教育委員会関係補正予算を別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和5年11月21日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和5年度函南町一般会計補正予算（第4号）のうち、教育委員会関係補正予算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

令和5年度 一般会計補正予算（第4号）12月補正予算

学 校 教 育 課 補 正 予 算

（歳 入）

（ 事 務 局 事 務 事 業 ）

（教育支援センター事務事業）

（幼児教育センター事務事業）

（ 小 学 校 管 理 事 業 ）

（ 中 学 校 管 理 事 業 ）

（ 中 学 校 教 育 振 興 事 業 ）

令和5年度 学校教育課補正予算（第4号）要求一覧表

歳入

単位：千円

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
小学校管理事業	諸収入 雑入 雑入 雑入 研究協力機関謝金	0	30	30	(独)国立特別支援教育総合研究所への町内小学校教員の研究協力に係る謝金の支払いがあったため歳入額を皆増する。(30千円)
合 計		0	30	30	

令和 5 年度 学校教育課補正予算（第 4 号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
事務局事務事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	4,121	171	4,292	給与改定(遡及適用)による増額
給料	一般職給	36,177	333	36,510	人事院勧告による給料増額
職員手当等	期末手当	8,414	20	8,434	人事院勧告による期末手当増額
	勤勉手当	6,723	229	6,952	人事院勧告による勤勉手当増額
	会計年度任用職員期末手当	828	17	845	給与改定(遡及適用)による増額
共済費	一般共済組合負担金	12,000	337	12,337	人事院勧告による給与等増額に起因し増額
小 計		68,263	1,107	69,370	
教育支援センター事務事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	19,319	577	19,896	給与改定(遡及適用)による増額
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	3,876	53	3,929	給与改定(遡及適用)による増額
小 計		23,195	630	23,825	

令和5年度 学校教育課補正予算（第4号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
幼児教育センター事務事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	4,795	98	4,893	給与改定(遡及適用)による増額
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	356	4	360	給与改定(遡及適用)による増額
小 計		5,151	102	5,253	
小学校管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	42,634	2,924	45,558	給与改定(遡及適用)による増額
給料	一般職給	14,197	△ 747	13,450	育児休業取得職員分を減額
職員手当等	通勤手当	306	△ 42	264	育児休業取得職員分を減額
	期末手当	2,748	39	2,787	人事院勧告による期末手当増額
	勤勉手当	2,298	34	2,332	人事院勧告による勤勉手当増額
	会計年度任用職員期末手当	8,542	228	8,770	給与改定(遡及適用)による増額
共済費	一般共済組合負担金	4,085	△ 220	3,865	育児休業取得職員分を減額
役務費	手数料 不動産鑑定手数料	0	935	935	学校用地借地の買取り事務のため皆増
小 計		74,810	3,151	77,961	

令和5年度 学校教育課補正予算（第4号）要求一覧表

歳 出 単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
中学校管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	16,132	1,121	17,253	給与改定(遡及適用)による増額
給料	一般職給	9,214	115	9,329	人事院勧告による給料増額
職員手当等	期末手当	1,901	64	1,965	人事院勧告による期末手当増額
	勤勉手当	1,606	38	1,644	人事院勧告による勤勉手当増額
	会計年度任用職員期末手当	3,236	103	3,339	給与改定(遡及適用)による増額
共済費	一般共済組合負担金	2,850	25	2,875	人事院勧告による給与等増額に起因し増額
小 計		34,939	1,466	36,405	
中学校教育振興事業					
負担金補助及び交付金	補助金 部活動等振興会事業費補助金	2,763	313	3,076	夏季大会で両校共に上位大会への出場が多く、今後の大会も出場が見込まれるため不足分を増額する。
小 計		2,763	313	3,076	
合 計		209,121	6,769	215,890	

令和5年度 一般会計補正予算（第4号）12月補正予算

生涯学習課補正予算

（歳入）

（社会教育総務事務事業）

（ふれあいセンター管理事業）

（文化センター管理事業）

（文化財調査事業）

（図書館等管理事業）

（仏の里美術館管理事業）

（社会体育総務事務事業）

（運動公園等管理事業）

令和5年度 生涯学習課補正予算（第4号）要求一覧表

歳入

(単位：千円)

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
コミュニティ推進事業	諸収入 雑入 西部コミュニティセン ター光熱水費負担金	0	507	507	函南町シルバー人材センター事務所が西部コミュニティセンター内に 移転したことによる光熱水費負担金分を増額補正する。 電気代 130千円×5月×3/4=487,500円 上下水道料金 13千円×2月(隔月)×3/4=19,500円 負担金計 507千円
合 計		0	507	507	

令和5年度 生涯学習課補正予算（第4号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
社会教育総務事務事業					
報酬	委員報酬	248	25	273	東部社会教育振興協議会主催の社会教育委員研修会の出席委員増により。年間見込額273千円-予算現額248千円=不足額25千円
報酬	会計年度任用職員報酬	6,023	419	6,442	会計年度任用職員給与改定により、報酬を増額する。
報酬	会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬	28	42	70	会計年度任用職員、休日開催事業出勤分を増額する。年間見込額70千円-予算現額28千円=不足額42千円
給料	一般職給	39,981	△ 2,376	37,605	総務課資料により、一般職給を減額する。
職員手当等	管理職手当	1,938	△ 50	1,888	総務課資料により、管理職手当を減額する。
職員手当等	期末手当	8,596	△ 649	7,947	総務課資料により、期末手当を減額する。
職員手当等	勤勉手当	7,236	△ 860	6,376	総務課資料により、勤勉手当を減額する。
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	952	43	995	会計年度任用職員給与改定により、期末手当を増額する。
共済費	一般職共済組合負担金	12,718	△ 19	12,699	総務課資料により、一般職共済組合負担金を減額する。
旅費	費用弁償	83	18	101	東部社会教育振興協議会主催の社会教育委員研修会の出席委員増により。年間見込額101千円-予算現額83千円=不足額18千円
小計		77,803	△ 3,407	74,396	
ふれあいセンター管理事業					
役務費	手数料	0	495	495	ふれあいセンター借地について、地権者より買取申し出があったため、不動産鑑定評価を行う。 見積額 495千円
工事請負費	工事請負費	23,238	2,002	25,240	ふれあいセンター解体工事に伴うアスベスト除去処分費を増額する。 解体工事13,640千円+アスベスト除去費用11,600千円=25,240千円 25,240千円-予算現額23,238千円=不足額2,002千円
小計		23,238	2,497	25,735	

文化センター管理事業					
役務費	通信運搬費	456	281	737	文化財整理室内線使用料と文化センター内線使用料を文化財調査事業で一括して計上しているため、文化センター内線使用料分を増額する。 文化センター内線使用料23,400円×12月=280,800円 補正額281千円
小計		456	281	737	
文化財調査事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	1,953	126	2,079	会計年度任用職員給与改定により、報酬を増額する。
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	355	16	371	会計年度任用職員給与改定により、期末手当を増額する。
役務費	通信運搬費	375	△ 281	94	文化財整理室内線使用料と文化センター内線使用料を文化財調査事業で一括して計上しているため、文化センター内線使用料分を減額する。 文化センター内線使用料23,400円×12月=280,800円 補正額△281千円
小計		2,683	△ 139	2,544	
図書館等管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	21,537	1,404	22,941	会計年度任用職員給与改定により、報酬を増額する。
小計		21,537	1,404	22,941	
仏の里美術館管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	6,011	354	6,365	会計年度任用職員給与改定により、報酬を増額する。
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	929	40	969	会計年度任用職員給与改定により、期末手当を増額する。
小計		6,940	394	7,334	

社会体育総務事務事業					
給料	一般職給	10,775	△ 200	10,575	総務課資料により、一般職給を減額する。
職員手当等	通勤手当	51	△ 20	31	総務課資料により、通勤手当を減額する。
職員手当等	時間外勤務手当	1,820	1,744	3,564	退職職員の補充職員不足分及びかなみフェスティバル事務分 年間見込額3,564千円-予算現額1,820千円=不足額1,744千円
職員手当等	期末手当	2,356	△ 231	2,125	総務課資料により、期末手当を減額する。
職員手当等	勤勉手当	1,655	△ 200	1,455	総務課資料により、勤勉手当を減額する。
共済費	一般職共済組合負担金	3,853	18	3,871	総務課資料により、一般職共済組合負担金を増額する。
負担金補助 及び交付金	補助金	1,322	145	1,467	新型コロナウイルス感染症の規制緩和に伴う大会増と町民のスポーツ技術の 向上により、より上位大会への出場者増により。 年間見込額1,467千円-予算現額1,322千円=不足額145千円
小計		21,832	1,256	23,088	
運動公園等管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	11,565	-744	12,309	会計年度任用職員給与改定により、報酬を増額する。
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	2,292	83	2,375	会計年度任用職員給与改定により、期末手当を増額する。
小計		13,857	827	14,684	
合 計		168,346	3,113	171,459	

議案第64号

令和4年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書について

令和4年度の函南町教育委員会自己点検・評価報告書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により別紙のとおり作成したので、教育委員会の承認を求める。

令和5年11月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

効果的な教育行政の推進に資するため、令和4年度の函南町教育委員会の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い報告書にまとめたので、承認を求めるものです。

令和4年度

函南町教育委員会

自己点検・評価報告書

令和5年11月

函南町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 令和4年度函南町教育委員会の活動等における点検・評価の対象	2
1 教育委員会の活動	2
2 教育委員会が管理・執行する事務	2
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	2～4
第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート	5～15
第3 学識経験者からの意見	16～18

はじめに

平成20年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、函南町教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するため、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を実施し、平成21年3月に最初の報告書をまとめた。以来、毎年度自己点検及び評価を実施している。

本年度は、令和4年度中の函南町教育委員会の事務の管理及び執行状況について16回目の自己点検及び評価を実施した。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和4年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価の結果を報告するものである。

令和5年11月

函南町教育長 久保田 浩子

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第1 令和4年度函南町教育委員会の活動等における点検・評価の対象

1 教育委員会の活動

函南町教育委員会では、毎月1回の定例教育委員会を開催し、令和4年度は、年12回の定例会を開催した。

また、教育現場の現状把握や教育行政施策に資することを目的に、各小中学校、幼稚園及び生涯学習関係の施設訪問を実施した。

函南町教育委員会主催のはたちの集いをはじめ、各種行事に出席した。小中学校、園の卒業式、入学式、運動会等については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため事業縮小が継続されたため出席を見合わせる事となった。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、年2回の総合教育会議を開催した。

2 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理執行する事務は、昭和31年函南町教育委員会規則第2号「教育長に対する事務委任規則」第1条に規定されている以下に示す17項目である。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館・文化センター及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1件80万円を超える教育財産の取得を申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教員たる校長の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を決めること。
- (6) 前2号に定めるもののほか人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと。
- (7) 県費負担教員以外の校長及び図書館長の任免を行うこと。
- (8) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと。
- (9) 学校・公民館・文化センター及び図書館の敷地を選定すること。
- (10) 1件130万円以上の工事の計画を策定すること。
- (11) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
- (13) 法令及び条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解職を行うこと。
- (14) 校長・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。
- (16) 教科用図書の採択に関すること。
- (17) 文化財の指定及び解除に関すること。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

函南町総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、「令和4年度教育要覧」に示した函南町教育行政の方針は以下のとおりである。この方針をもとに計画した令和4年度教育推進の重点である幼児教育の充実、学校教育の充実及び社会教育の充実に基づき各種事業及び事務を実施した。なお、令和4年度教育推進の重点は、第2函南町教育委員会の自己点検・評価シートにおいて示すものとする。

【教育行政の方針】

(1) 知性を高め、新しい時代に対応した教育の推進

- ア 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善・教育課程の促進をします。
 - (ア) 各学校においての自校研修を充実させるため、研修補助として田方教員研修協議会を活用し講師派遣を依頼するなど外部の指導も求め推進を図ります。
 - (イ) OJTを中心とした日常的な研修を深め、ICT機器を活用したGIGAスクール構想の実現に向けた授業改善を推進します。
 - (ウ) 県教育委員会指導主事訪問の機会を利用し、町教育委員会としても指導に加わり日々の授業改善につなげます。
 - (エ) 教育課程の編成にあたっては、町としての教育推進計画を示し各学校の共通項目も設置します。（函南スタンダード・読書推進計画等）
- イ 町教委主催研修により学校力、指導力向上のための支援をします。
- ウ 特別支援教育充実のため、対象者の早期発見に努め、保、幼、こ、小、中と継続した支援を行います。

(2) 地域社会を支える人材育成の推進

- ア 地域の教育資源を活用し、地域学習や地域貢献活動を取り入れ、郷土愛を育む教育活動を推進し、地域社会を支える人材育成に努めます。
- イ 学校・地域・企業等が連携し、職場体験等の活動を通してキャリア教育を進め、児童生徒一人一人に望ましい勤労観、職業観を育成します。また、中高連携により確かな進路指導に取り組みます。

(3) 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

- ア 全ての小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校運営協議会制度により地域と共にある学校づくりを推進します。
- イ 丹那小学校「小規模特認校制度」の実現に向けて、小規模の魅力化を図るとともに地域に根ざした学校づくりを推進します。
- ウ 校務支援システム、タイムカード、留守番電話、スクールサポートスタッフ等の導入により、教職員の業務改善を図り、長時間勤務の解消を行います。
- エ 教職員の地域間交流、校種間交流、企業交流などの推進を図り、教員の資質能力向上につなげます。
- オ 心身ともに健康で「頼もしい教職員」の育成を図り、不祥事根絶に努め、共生社会を支える人権尊重の教育と啓発に取り組みます。
- カ 若手教職員の育成と管理職候補育成を課題とした人材育成研修を、田方教員研修協議会と共に推進します。
- キ 女性教職員の計画的な研修・育成を行い、女性管理職を輩出することにより、女性の視点を活かした学校の魅力化を推進します。
- ク 町幼児教育センターの指導、支援により、幼児教育と学校教育の連続性を図ります。
- ケ 特別支援教育の充実のため、各学校での通級指導教室、特別支援学級の運営を支援し、支援員等を含め専門性を高める研修を行います。

(4) 未来を拓く多様な人材を育む教育

- ア ICT機器を活用し、企業や社会の教育力を学校に取り入れることや、海外との異文化交流の推進を図り、グローバルな人材の育成を推進します。
- イ ALTの派遣により、幼児教育から学校教育まで一貫した異文化交流、外国語活動の推進をします。

(5) 社会総がかりで取り組む教育の実現

- ア 「函南町地域学校協働本部」に集約される地域の人材を、園や学校で活用できる体制づくりを推進します。

- イ 園・学校における教育推進の重点に「交流」の視点を位置付け、「多様な学び」や「体験活動」の充実と活性化を図ります。
- ウ 各区等での地域活動に児童生徒を積極的に参加させ、幅広い交流活動を通して、互いの理解と信頼を深め合い、成長できる教育風土を醸成します。
- エ 学校・家庭教育支援のため「函南町教育支援センター」の機能の充実を図り、関係機関や役場関係各課との連携を推進します。
- オ 生涯にわたり学び続ける環境整備として、町立図書館、文化センターの活用促進と主催事業の充実を目指します。

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和4年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》					
(実現度)			(重要度)		
A	…	概ね達成	A	…	非常に重要
B	…	もう少しで達成	B	…	重要
C	…	普通	C	…	普通

大項目1 教育委員会の活動

中項目		小項目		マトリクス表			点検・評価
(1) 教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	実現度 ↑	A			★	教育委員会の中核となる会議であるため重要度はAとした。 実現度については、開催数と議事内容を指標とした。開催数では、定例教育委員会を毎月開催し、各議題について協議した。必要な回数を満たしたと判断し、実現度をAとした。
			B				
			C				
			C B A			→重要度	
②教育委員会会議の運営上の工夫	実現度 ↑	A			★	会議運営上の工夫は、効率且つ効果的な審議等に繋がるため、重要度はAとした。 会議だけではなく、会議後に行う教育長との意見交換及び勉強会を開催し、教育現場の実態把握に努め、委員としての見識を高める活動を行った。更に教育等の現場を把握するため、新型コロナウイルス感染症感染拡大により中止していた学校等教育施設訪問を再開し、町内の小中学校と幼稚園、こども園、教育文化施設の視察を5回に分けて実施したことから、実現度をAとした。	
		B					
		C					
		C B A			→重要度		
(2) 教育委員会の会議の公開、 保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の傍聴者の状況	実現度 ↑	A				教育委員会の活動を公開していくことは開かれた教育行政の観点から重要であるため、重要度はAとした。 令和4年度の傍聴者は3名で、会議開催日や傍聴方法を町ホームページ上で公開し、傍聴できる環境を備えている。傍聴者が固定化しており、会議が公開されていることを幅広く周知する工夫が必要であることから実現度はBとした。
			B			★	
			C				
			C B A			→重要度	
	②議事録の公開、広報・公聴活動の状況	実現度 ↑	A				議事録の公開は、会議の公開に付随する事項であるので、重要度をAとした。 議事録は傍聴できない方にも会議内容が確認できるよう、会議資料と合わせて町ホームページ上で公開しているが、町民、保護者への認知度が低く、公表方法について改善の余地があることから実現度をBとした。
			B			★	
			C				
			C B A			→重要度	
(3) 教育委員会と事務局との連携	○教育委員会と事務局との連携	実現度 ↑	A			★	教育行政を進めるうえで、教育委員会と事務局との連携は非常に重要であるため、重要度はAとした。 教育委員会は、事務局との連携により重要な課題や教育現場の状況を共有し、教育行政の中立性の確保、また教育行政と一般行政の調和を図りながら教育委員会の意思決定を行っている。その意思決定に基づき事務局が適正に具体の事務を進めていることから実現度はAとした。
			B				
			C				
			C B A			→重要度	

大項目 1 教育委員会の活動

中項目	小項目	マトリクス表			点検・評価		
(4) 教育委員会と首長の連携	○教育委員会と首長との意見交換会の実施	実現度↑	A		★	町の実情に応じた教育行政の執行にあたり、町長・町長部局との連携は欠かせないものであるため、重要度はAとした。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律により総合教育会議の開催が義務付けられている。令和4年度は2回開催し、町の教育の方向性に関わる事項について協議を行ったことから実現度はAとした。	
			B				
			C	B	A		
			→重要度				
(5) 教育委員の自己研鑽	○研修会への参加状況	実現度↑	A			★	教育委員自身が教育委員会の役割や教育をめぐる動向について理解を深めることの意義は大きく重要度はAとした。 実現度は、研修の参加回数を指標とした。例年参集開催される静岡県市町教育委員会連絡協議会主催の研修会はウェブ開催となったため参加することができたが、田方地区2市1町教育委員意見交換会は、令和4年度も中止となった。しかしながら、教育委員会定例会時に教育長を中心とした自主的な意見交換や研修を行っており、実現度はBとした。
			B				
			C	B	A		
			→重要度				
(6) 学校及び教育施設に対する支援・条件整備	①学校訪問	実現度↑	A			★	教育の中心である児童・生徒たちが学ぶ学校・園への訪問は、教育現場を把握する上で必要不可欠であり重要度をAとした。 実現度は訪問数を指標とした。令和4年度は教育委員会開催日に合わせ、各校・園を訪問して、ウィズコロナの教育現場の状況把握をするとともに校(園)長との意見交換、授業参観、施設整備の状況確認、給食の試食を行った。小学校5校、中学校2校、幼稚園・こども園6園、保育園1園を訪問したことから実現度はAとした。
			B				
			C	B	A		
			→重要度				
	②所管施設の訪問	実現度↑	A			★	所管施設への訪問は、それぞれの活動拠点としての重要な役割を担っており、委員の視察は、各種施策の推進に関わるため、学校訪問同様に重要度はAとした。 教育委員会開催日に合わせ、ウィズコロナの施設利用状況、施設環境の把握を行った。運動公園、教育支援センター、知恵の和館、仏の里美術館、町体育館、プール、文化財整理室などの視察を実施したことから実現度はAとした。
B							
			C	B	A		
			→重要度				

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。

「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和4年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》 (実現度)

A … 概ね達成
B … もう少しで達成
C … 普通

(重要度)

A	…	非常に重要
B	…	重要
C	…	普通

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務		中項目		マトリクス表		点検・評価																						
(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること		実現度 ↑	<table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="5">→重要度</td></tr></table>		A			★	B				C						C	B	A	→重要度					教育に関する方針は、各種教育施策の根幹に関わるため、重要度はAとした。 「第六次函南町総合計画」に基づき「函南町教育大綱」を作成し、基本目標を「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」と定めた。3つの基本構想を立て、教育要覧に示す教育行政の方針を定めているため、実現度はAとした。	
A				★																								
B																												
C																												
		C	B	A																								
→重要度																												
(2) 学校・公民館・文化センター及び図書館の設置及び廃止を決定すること		実現度 ↑	<table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="5">→重要度</td></tr></table>		A				B				C						C	B	A	→重要度						
A																												
B																												
C																												
		C	B	A																								
→重要度																												
(3) 1件80万円を超える教育財産の取得を申し出ること		実現度 ↑	<table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="5">→重要度</td></tr></table>		A			★	B				C						C	B	A	→重要度					教育現場における管理及び教育振興等備品は、費用対効果を含め教育委員会が把握しておく必要があるため、重要度はAとした。 令和4年度における左記に該当する備品は、故障により学校給食調理業務に支障が出たスチームコンベクションオーブン1台、食器消毒保管庫スライサー2台の購入と障害者スポーツ用品のボールゴール1セットの購入である。両者とも教育委員会に承認を得た予算要求の範囲内で購入し適切に活用しているため、実現度はAとした。	
A				★																								
B																												
C																												
		C	B	A																								
→重要度																												
(4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教員たる校長の任免その他の進退について内申すること		実現度 ↑	<table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="5">→重要度</td></tr></table>		A			★	B				C						C	B	A	→重要度						
A				★																								
B																												
C																												
		C	B	A																								
→重要度																												
(5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること		実現度 ↑	<table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="5">→重要度</td></tr></table>		A			★	B				C						C	B	A	→重要度					教職員の不祥事については、世間の注目度も高く、重要度をAとした。 教職員へサービスについては、教育委員会を通じて適宜各学校長から指導を行っている。令和4年度中に不祥事は発生しておらず、管理監督ができていることから実現度はAとした。	
A				★																								
B																												
C																												
		C	B	A																								
→重要度																												

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目	マトリクス表	点検・評価																		
(6) (4)、(5)のほか人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと	実現度↑ <table> <tr><td>A</td><td></td><td>★</td></tr> <tr><td>B</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>C</td><td>B</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>A</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>→重要度</td></tr> </table>	A		★	B			C				C	B			A			→重要度	毎年、多くのベテラン職員が退職し、中堅層職員が減少している中で、教育現場を支える各校の指導力確保や教員の育成体制確立は当面の重要課題であり、こうした課題に応じた教育委員会の町の会計年度任用職員を含めた人事配置（方針）への関与は、町の教育行政の根幹に関わるため、重要度Aとした。 県費負担教職員人事以外に関しては、2月の定例教育委員会で人件費予算を、また3月の定例教育委員会で異動について審議した。また、職員の懲戒処分については、7月の定例教育委員会で審議のうえ、適切に対処したので実現度Aとした。
A		★																		
B																				
C																				
	C	B																		
		A																		
		→重要度																		
(7) 県費負担教員以外の校長及び図書館長の任免を行うこと	実現度↑ <table> <tr><td>A</td><td></td><td>★</td></tr> <tr><td>B</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>C</td><td>B</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>A</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>→重要度</td></tr> </table>	A		★	B			C				C	B			A			→重要度	令和5年度の新たな図書館長の任免について、3月定例教育委員会で承認したため、重要度、実現度ともにAとした。
A		★																		
B																				
C																				
	C	B																		
		A																		
		→重要度																		
(8) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと	実現度↑ <table> <tr><td>A</td><td></td><td>★</td></tr> <tr><td>B</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>C</td><td>B</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>A</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>→重要度</td></tr> </table>	A		★	B			C				C	B			A			→重要度	令和5年度の新たな事務局及び教育機関職員の任免については、3月の定例教育委員会で承認した。県費負担教職員同様の考えに基づき、重要度、実現度ともにAとした。
A		★																		
B																				
C																				
	C	B																		
		A																		
		→重要度																		
(9) 学校・公民館・文化センター及び図書館の敷地を選定すること	実現度↑ <table> <tr><td>A</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>B</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>C</td><td>B</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>A</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>→重要度</td></tr> </table>	A			B			C				C	B			A			→重要度	令和4年度は、敷地選定を行っていない。
A																				
B																				
C																				
	C	B																		
		A																		
		→重要度																		
(10) 1件130万円以上の工事の計画を策定すること	実現度↑ <table> <tr><td>A</td><td></td><td>★</td></tr> <tr><td>B</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>C</td><td>B</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>A</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>→重要度</td></tr> </table>	A		★	B			C				C	B			A			→重要度	工事の必要性及び費用対効果など、教育委員会が理解しておくべき事項として、重要度はAとした。 安心、安全、快適な施設の利用環境（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止含む）を提供するため、必要な工事について、前年度2月の定例教育委員会の予算要求の説明の中で行っている。また、補正予算対応が必要となった工事についても、直近の定例教育員会で審議のうえ実施しているため、実現度はAとした。
A		★																		
B																				
C																				
	C	B																		
		A																		
		→重要度																		
(11) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと	実現度↑ <table> <tr><td>A</td><td></td><td>★</td></tr> <tr><td>B</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>C</td><td>B</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>A</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>→重要度</td></tr> </table>	A		★	B			C				C	B			A			→重要度	規則等の例規については、法律の新設及び改正などに伴い適宜制定や改廃を行った上で、各種事務事業を進める必要があるため、重要度はAとした。 令和4年度は、函南町共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱、函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業補助金交付要綱を含むの5案件の制定のほか、改正14件、廃止1件について、定例教育委員会で審議、承認した実績から実現度はAとした。
A		★																		
B																				
C																				
	C	B																		
		A																		
		→重要度																		

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務		マトリクス表		点検・評価
中項目				
(12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること	実現度↑	マトリクス表		教育目標に基づく各種施策の実施にあたり、教育予算を充実させることは教育委員会の使命であり、重要度はAとした。 令和4年度第3号補正予算、令和3年度決算報告・令和4年度第6号補正予算、令和4年度第8号補正予算、令和5年度当初予算・令和4年度第10号補正予算を定例教育委員会で審議のうえ町議会に予算案を提出した。新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金や教育支援体制整備事業費交付金を活用するなど町の財政負担の軽減に努めた予算措置を実施した実績から実現度はAとした。
		→重要度		
(13) 法令及び条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解職を行うこと	実現度↑	マトリクス表		町の重要な教育課題等に対処するため、専門的な知識や知見を有する人物による審議や意見聴取を行ってもらう必要性から、重要度はAとした。 令和4年度は、函南町放課後子どもプラン運営委員を含む19団体の新規や再任にかかる委員等の委嘱を行っており、実現度はAとした。
		→重要度		
(14) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること	実現度↑	マトリクス表		教育目標を達成するためには、教職員の資質向上は不可欠であり、研修にかかる一般方針の重要性を鑑み、重要度はAとした。 令和4年度は教育大綱の基本構想である「幼児教育・子育て支援」「学校教育」「社会教育」の充実を目指し、教育推進の重点を「豊かな感性と「生きる力」を育むために」と定め、実践していることから実現度はAとした。
		→重要度		
(15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること	実現度↑	マトリクス表		令和4年度は、区域の設定、変更は行っていない。
		→重要度		
(16) 教科用図書の採択に関すること	実現度↑	マトリクス表		令和4年度は、教科書採択にかかる協議は行っていない。
		→重要度		
(17) 文化財の指定及び解除に関すること	実現度↑	マトリクス表		令和4年度は、文化財の指定及び解除は行っていない。
		→重要度		

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和4年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》 (実現度)		(重要度)	
A	… 概ね達成	A	… 非常に重要
B	… もう少しで達成	B	… 重要
C	… 普通	C	… 普通

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																
(1) 幼児教育の充実	(ア) 教育・保育の質の向上 遊びを通した総合的な指導により「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力・人間性等」を育むため、保育者の研修事業見直し、充実を図る。	幼児教育センター指導の下、定期的な園内研修等を通して保育者が参画する研修体制を構築するとともに、学び続ける保育者の育成を行う。 ・外部講師等の招聘研修の実施。 ・幼児教育アドバイザーによる巡回訪問による指導。 ・新任園長、初任者、研修主任等階層別研修の実施。	実現度 ↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C				C		B	A	保育者は、研修等による資質向上が第一義となるため、重要度はAとした。 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を徹底し、町教育講演会及び公開保育を実施し、DVDを活用した研修等も実施した。幼児教育アドバイザー訪問は、園からの訪問要請を含め延べ103回行った。また、保育者の経験ステージ研修は、昨年度同様新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のため、資料配布のみとなった。保育者にとって効果ある研修になっているのかを具体的に評価することから、実現度はBとした。
	A																			
	B			★																
	C																			
C		B	A																	
(イ) 小学校・中学校教育との円滑な接続 子供の小学校・中学校入学に伴う不安解消及び発達段階に合わせた教育を円滑に小学校の教育につなぐため、接続期カリキュラムの活用、保幼小中連絡会等により園校間の連携接続を推進する。	入学に伴う不安解消や発達段階に合わせた学びを推進するため、接続期カリキュラムとして園から小学校につながる「アプローチ・カリキュラム」、小・中学校入学時の「スタート・カリキュラム」を活用し、切れ目のない継続的なフォローと教育環境を整える。 ・函南町乳幼児教育カリキュラムの活用 ・「アプローチ・カリキュラム」「スタート・カリキュラム」の実施	実現度 ↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C				C		B	A	接続期カリキュラム（園のアプローチカリキュラム・小学校のスタートカリキュラム）は、保育所指針及び学習指導要領等に記され、幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校に共通する課題であり、子供の育ちと学びを就学前教育から義務教育、中等教育につなぐ目的から、重要度はAとした。 接続期カリキュラムについて、共通理解、実践が図られるよう、園長・校長会、主幹・教務主任研修会、保幼小連絡会等で、より効果的な活用や一体的な接続について周知徹底を行った。また昨年度作成した「かなみ乳幼児カリキュラム」からの継続した支援を行うため、各種町内研修において子どもの育ちの共有や教育方法の理解に努めることとした。2つのカリキュラムについて全保育者・教育者への定着が図れていない状況であることから、実現度はBとした。	
A																				
B			★																	
C																				
C		B	A																	
(ウ) 特別支援教育の推進 特別に配慮を要する子供の個別の指導計画・教育支援計画を作成・活用し、支援体制の充実を図る。	巡回訪問等により特別に配慮を要する子供を早期発見し、子供・保護者に寄り添い、園での生活や就学についての対話を行う。特別支援コーディネーターや支援員等の研修を活用し、子供が園での活動に参加しやすくなる体制を築く。	実現度 ↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C				C		B	A	特別支援教育は、子供の発達、育ちと学びに関わることであるため、重要度はAとした。 幼児教育センターによる巡回訪問、就園会議、ことばの教室、保護者面談を実施し、早期発見・保護者への啓発に取り組んだ。医療、療育施設への通所により集団への適応など、対象児にとってより快適な生活環境になっている。また、在籍学級の担任には、子育て相談員が個別に助言したり、療育施設の指導員からの助言をいただくなどして対応した。以上のことから、実現度はAとした。	
A			★																	
B																				
C																				
C		B	A																	
(エ) 働き方改革の推進 保育者の勤務実態を調査し、業務改善を推進する。	業務改善のため、文書作成範囲を見直し、法・規則等に沿った文書事務の取扱いを行う。また、保育者の勤務実態を把握するとともに業務の効率化やデジタル化を図り、時間外勤務の軽減に努める。	実現度 ↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C				C		B	A	文書量の減、文書作成時間の短縮など、業務の適正化が不可欠な状態であるため、重要度はAとした。 令和3年度に実施した業務改善に係る面談、アンケート結果により、持ち帰り仕事の業務内容について把握することができた。勤務時間中も子供に向き合う時間の他、多種多様な対応や事務処理を行っていることが確認できた。 全国的な保育士不足の影響から人員増加が見込めない現状において、業務のスリム化、取捨選択をし業務量削減の工夫や業務改善を行う必要がある。業務の実態はつかめたが保育士の働き方改革推進には至っていないため実現度はBとした。	
A																				
B			★																	
C																				
C		B	A																	

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務			点検・評価																	
中項目	小項目	細項目	マトリクス表																	
(2) 学校教育の充実	(7) 「豊かな感性」「確かな学力」「健やかな心身」の育成 「教育活動の中心は授業」を学校経営の方針の中心に据え、子供たち一人一人の力を引き出し、伸ばすため授業改善を推進する。	a 子供自らが本を手にする読書活動を推進 町立図書館の積極的活用と園・学校との連携を図るとともに、「第三次函南町子どもの読書活動推進計画」に沿った事業を充実させ「読書のまち・かなみ」を目指す。小中学校の図書館司書、図書ボランティア、読み聞かせボランティアが協力し、学校の読書環境整備や読書活動の推進を図る。 ・函南町版読書記録ノートの活用推進 ・町立図書館と連携した読書活動の推進	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	「読書のまち・かなみ宣言」に基づく活動として重要度はAとした。 コロナ禍は各校で工夫し独自の取り組みを実施し、読書記録ノートを活用した読書推進の取り組みは、各校で軌道に乗っている。コロナ前の活動に戻ったが、本年度から1人1台端末を活用した読書記録をスタートした。 令和4年度は町立図書館の利用制限が解除されたが、コロナ禍に好評であった、幼稚園、保育園、留守家庭児童保育所、小・中学校へ図書館から本を選書し貸し出す「テーマ貸出」事業を継続し、子供の読書活動推進を図った。また、学校司書と連携協力し、ICTを活用した読書記録ノートの今後の活用方法について研究する等、コロナ禍に構築した様々な手法で利用促進を図ることができたことから実現度をAとした。
		A			★															
		B																		
		C																		
			C	B	A															
b 教師は、子供に授業で身に付けさせたい資質・能力を押さえた授業を実践 全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、子供に「めあて」をもたせる。 ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の研究 ・少人数指導、習熟度別学習の推進 ・基礎学力定着への学習支援及び補充学習 ・「家庭学習ノート」による家庭学習の推進	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C					C	B	A	学力向上や授業改善は、教育活動の最も重要な根幹となるものであるため、重要度はAとした。 GIGAスクール構想により、令和3年度より1人1台端末と高速インターネット環境を整備し、新たな環境を活かした学校運営を推進している。学校により活用方法に温度差があり、教師も児童生徒も、より良い学習方法や活用方法を模索している段階である。今後も町内小中学校で同等レベルの活用が図れるよう検討及び教員のスキルアップの余地があることから実現度はBとした。		
A																				
B			★																	
C																				
	C	B	A																	
c 子供が外国語活動を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿勢を育成 小学校学習指導要領により3年生から外国語の授業がスタートすることにより、外国語指導助手ALTを小学校4名、中学校に2名配置し、教員研修を計画的に行う。 ・ALTの活用により英語のコミュニケーション力向上	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C					C	B	A	第六次函南町総合計画で重点施策に挙げている項目であり、町として先進的・継続的に取り組んでいる事業であるため、重要度Aとした。 小学校では、3年生から6年生まですべての授業にALTを配置する環境が整った。間違いを恐れず、積極的に英語を話そうとするコミュニケーション能力の育成が進んでいる。また、中学校では、小学校で外国語活動及び外国語の授業を受けてきたことを踏まえた授業改善が求められている。日常的な授業改善に加えICTを活用した授業運営及びALTの効果的な活用を研究中であるため実現度はBとした。		
A																				
B			★																	
C																				
	C	B	A																	
d 心と体を一体ととらえ、運動や食育指導を通して「健やかな心身」を育む。 ・朝運動、業間運動、部活動の奨励 ・「函南町部活動ガイドライン」に基づいた適切な部活動の実施 ・「食」に関する教育を教育活動全体の中で計画的に実施 ・栄養教諭、栄養士による食育講座を含む食育推進活動 ・一人一スポーツ（運動）を楽しむ活動の普及	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C					C	B	A	健やかな心身を育むため、運動は体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、食育は食べ物や食事に関する知識を学び、子供たちが一生を通じて健康的な食生活を送れるようにするために必須であり、重要度はAとした。 新型コロナウイルス流行以前のような運動や部活動、食育講座の実施には至らなかったが、内容を精査し、開催方法を工夫するなど一部で活動が進んだことから、実現度はBとした。		
A																				
B			★																	
C																				
	C	B	A																	
e 防災教育、安全教育の充実 ・子供自らが判断し、危険回避能力を身に付けるための防災教育、安全教育の実施 ・交通安全教室、不審者対応教室など、関係機関と連携した安全教育活動 ・職員向け救急救命講習、不審者対応訓練等の実施 ・防災マニュアル、危機管理マニュアルの見直しと確認 ・児童生徒向け救急救命講習、不審者対応訓練の実施 ・引き渡し訓練の実施と備蓄品の確認	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C					C	B	A	いつ起こるか分からない災害について理解を深め、自らの安全を確保する適切な行動選択をとることは大変重要であり、重要度はAとした。 学校や家庭、地域が協力して地域の安全を支えることができるよう、方法を模索しながら、学校や地区の防災訓練、防災キャンプ等を実施し、コロナ禍を想定した自助、共助を学ぶことができた。しかしながら、救急救命講習や不審者対応訓練などコロナ流行前の実施数に満たない訓練があるため実現度はBとした。		
A																				
B			★																	
C																				
	C	B	A																	

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																
(2) 学校教育の充実	(7) 「豊かな感性」「確かな学力」「健やかな心身」の育成 「教育活動の中心は授業」を学校経営の方針の中心に据え、子供たち一人一人の力を引き出し、伸ばすため授業改善を推進する。	f 体験活動を重視した道徳教育の推進 ・全教育活動の中で、道徳性を養い、基本的な生活習慣の定着や規範意識を高める「道徳教育」を推進 ・「考え、議論する」特別な教科「道徳」を目指し、指導研修を深める ・日々の観察とともに学級内人間関係調査「Q-Uテスト」等の結果を活用し、子供の心の状態を分析することで集団の状況を把握し、親和的集団づくりに努める ・学級内人間関係調査の実施と親和的学級集団の育成（個別支援と人間関係の改善） ・「考え、議論する道徳の授業」づくりの推進	実現度 ↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	健やかに生きるための基盤となる道徳性を育むために、様々な課題に対して「自分ごと」として考え、議論することは大変重要であり、重要度はAとした。 特別な教科「道徳」に関わらず、日々の関わりや子供の様子や、学級内人間関係調査「Q-Uテスト」のデータを可視化し活用しながら、適切な支援を丁寧に行い、集団において子供たちが安心できる「居場所づくり」に努めていることから、実現度はAとした。
		A			★															
		B																		
C																				
	C	B	A																	
g 子供の教育的ニーズを把握し特別支援教育を推進 特別な配慮を必要とする子供の個別の指導計画・教育支援計画を作成し、子供を支援するとともに、適切に学校支援員を配置する。 ①園・学校との連携による障がいのある子の早期発見 ・各小学校、幼稚園での「ことばの教室」を言語聴覚士3名で対応。 ・小学校、中学校で巡回相談の実施。学校教育課指導主事及び教育支援センター教育相談員が特別支援教育の視点で訪問、実施。 ②保護者への教育相談の実施と支援 教育支援センターで、学校における不登校や生徒指導上の問題、発達障がいを抱える子供への支援と保護者及び教職員の教育に関する相談と支援を行う。 ③関係機関と連携した対応 必要に応じてケース会議を実施し、保健、福祉、医療等の関係機関との連携により総合的な教育支援を実施。 ④適切な就学支援の実施 ・発達障がいの子供たちの教育的ニーズに対応するため「特別支援通級指導教室」を函南小学校、東小学校、西小学校で開設。他の各小学校はサテライト方式で対応。 ・小学校での支援の効果を引き続き高めるため、中学校2校に「通級指導教室」を設置。 ・不登校状態にある子供に「心の居場所」を保障しながら、ゆるやかな指導により学校復帰や社会的自立をする態度を育むため、適応指導教室「チャレンジ教室」を設置し、指導員を配置する。	実現度 ↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	特別な支援の必要な児童生徒に対する早期支援の開始や、必要なニーズに応じた学習場所の提供により、安心して学校生活を送ることができる環境を整備していくことの重要性から、重要度はAとした。 特別な配慮や支援の必要な児童生徒には、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し、保護者と学校、教育支援センターを含む教育委員会、そして外部の専門機関等が連携し、特別支援教育を推進している。 就学時には、子育て支援課心理士と連携し、園訪問や保護者面談を実施し、丁寧な就学支援を実施している。入学後は、定期的な特別支援校内委員会、就学支援委員会により、支援の必要な児童生徒について話し合いを持っている。また、教育支援センターによる学校訪問により、専門的な視点から支援の必要性を検討している。 不登校児童生徒の「心の居場所」として、チャレンジ教室が重要な役割を果たしている。チャレンジ教室に通うことが困難な子供に対しても、子供の状況を考慮しながら関わりを絶やさないよう努めた。 特別支援学級、通級指導教室の新設・増設を積極的に推進し、個に応じた学びの場の拡充に努め、子供のニーズに合った指導を実践することができた。 以上のことから、実現度はAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
	C	B	A																	
h いじめ防止への対応 いじめは「どの子にも、どこでも起こりうる」という意識を持ち、「函南町いじめ防止基本方針」、いじめ防止のための各組織設置条例、要綱に従い組織的に対応する。 いじめの未然防止を目標に、早期発見、早期解決に取り組む。 ・校内いじめ防止対策会議の定例化 ・定期的ないじめアンケート調査の実施 ・SNSを利用した見えないいじめの実態把握と予防指導 ・いじめ防止推進法に基づく付属機関の運用	実現度 ↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	いじめ防止への対応として、いじめの未然防止はもちろん、早期発見、早期解決の重要度は、言うまでもなくAである。 いじめの定義をはじめ、いじめを認知してからの初動やチーム学校としての体制づくりの重要性を年度当初に函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会で確認し、教育委員会事務局、教育支援センター等と連携し組織的な実践ができている。同会議を年2回、担当者レベルの情報交換会を随時開催として4回実施し、いじめ問題対策委員会の開催を必要とする重大事態は発生しなかったことから、実現度はAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
	C	B	A																	

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務			マトリクス表		点検・評価
中項目	小項目	細項目			
(2) 学校教育の充実	(イ) 教育職員の研修の充実 教育現場の課題は多様化・複雑化しており専門性や資質向上が求められている。授業力向上を含む諸課題に対応する研修や、新学習指導要領に盛り込まれた内容について授業実践研究を推進する。	a 授業づくりでは、各園校の研修主任を中心に推進する校内研修とともに、田方教員研修協議会主催の研修事業を実施し、若手を中心に、さらなる授業力向上に努める。 ・田方地区教員研修協議会の講師派遣事業を積極的に活用 ・外部講師を招いての授業研究（補助金の利用）	実現度↑	A B C C B A →重要度	教員の授業力向上（教材研究）及びそのための研修は、教育基本法や教育公務員特例法に定められた教員の義務であるため、重要度をAとした。 校内研修や外部での研修機会を有効に活用し、授業力向上に努めた。特に、ICT活用研修を夏季休業中に開催することで、GIGAスクール構想の推進につなげることができた。 以上のことから実現度をAとした。
		b 授業づくり、生徒指導、GIGAスクール構想、特別支援教育等の諸課題に対応するため、いじめ防止等生徒指導連絡協議会の中での担当者研修、主幹・教務主任研修会、教育の情報化研究推進員会、特別支援コーディネーター研修会、学校支援員研修会等を開催する。	実現度↑	A B C C B A →重要度	複雑化・多様化する教育課題に対応する中心的な役割を担う教員への研修の重要性を鑑み、重要度をAとした。 限られた回数の研修会であるが、機会を捉えて今日的な課題や、町内各校が共通して抱える課題を克服するための研修を実施した。いじめの早期発見、早期対応の重要性を啓発する研修や、GIGAスクール構想推進のための研修、個別支援を充実させるための子供の心理に関する研修など、有意義な研修が実施できたため、実現度をAとした。
		c GIGAスクール構想を推進し、学校教育課指導主事とICT支援員が中心となり、ICT研修を実施。一人一台の学習者用端末を用いた「新たな学びのスタイル」の実現に向け、職員研修を組織的に実施する。	実現度↑	A B C C B A →重要度	令和の日本型学校教育で示されている「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現には、ICT活用が不可欠であり、重要度はAとした。 一人一台端末に「慣れて活用する」ための研修等を行い、町内の先生方の教材やICTを活用した授業の好事例を共有し、デジタル教科書の整備を進め、ICT環境の拡充を行ったことから、実現度はAとした。
		d 教育職員の研究活動の奨励及び助長、研究意欲と資質の向上を促し、本教育の充実、振興及び水準の向上に資するため、優れた研究に対して函南町教育研究奨励賞を授与し賞揚する。 ・函南町教育研究奨励賞への応募 (各園・各校1名以上)	実現度↑	A B C C B A →重要度	自己の教育実践を教育論文にまとめることにより、課題意識をもって子供の教育に臨めることはもちろん、成果や課題が整理されるというメリットがあることから、重要度はAとした。 令和4年度も「函南町教育研究奨励賞授与要綱」に基づき、各園・各校に教育論文を募集したところ、計7点の応募があった。研究発表会には次年度に応募の意欲がある教職員の参加を奨励し、研究意欲の向上に努めたことから、実現度はAとした。
		e 教育講演会を子育て支援課、健康づくり課等の関係課にも参加依頼をし、教育課題について共有を図る。	実現度↑	A B C C B A →重要度	「保幼小中の接続を意識したインクルーシブ教育」を演題に、よこすか共生社会推進フォーラムの伊藤大郎氏を講師にお招きし講演会を開催した。多様な子どもたちについて幼少期から保育、教育現場、家庭で共通認識と理解のもと、共に学ぶ環境と個に応じた教育提供を両立させることは、これからの教育に必要な考え方であるため、重要度はAとした。 コロナ禍ということもあり、リモート配信による講演会となったが、全小中学校教員110名に加え、保育園、幼稚園、こども園からも50名の参加があり、実現度はAとした。
	(ウ) 家庭・地域に開かれた学校づくりの推進と協働による体験・交流活動の充実 小中学校全7校を「コミュニティ・スクール」とし、地域の理解と教育力を生かした協働による学校づくりを図る。	a 家庭と学校が連携し、学習習慣の確立、学習意欲の向上を図る。家庭学習の習慣化のため「家庭学習ノート」を家庭の協力と理解を得ながら、小・中学校で共通実施する。	実現度↑	A B C C B A →重要度	全国学力・学習状況調査における質問紙調査の結果から、家庭学習の定着は、継続的に本町児童生徒の課題となっているため重要度をAとした。 小学校では、学習習慣と基礎・基本の定着のために、漢字、音読、計算などを継続して実施した。自主的な学習を進める力を身に付けるために、家庭学習ノートに取り組む学校もあった。 中学校では、家庭学習ノートによる家庭学習を基本とし、自分の興味・関心に基づいた学習や、得意を伸ばし、苦手を克服する学習に取り組んだ。 GIGAスクール構想で整備したICT環境を活用した効果的な学習については継続的に研究中であるため、実現度はBとした。

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																				
(2) 学校教育の充実	(ウ) 家庭・地域に開かれた学校づくりの推進と協働による体験・交流活動の充実 小中学校全7校を「コミュニティ・スクール」とし、地域の理解と教育力を生かした協働による学校づくりを図る。	b 「凡(ぼん)事(じ)徹底(てっぺい)～当たり前のことを当たり前に～」を基盤として、日々の取り組みの質を向上させる。「函南スタンダード」を定めそれぞれの園・学校・地域・行政が一体となって取り組む。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				「函南スタンダード」は、子供の発達段階に応じて、函南町の教育がめざす基本的な姿であることから、重要度はAとした。 各園・各校の教室に掲示し、子供たちが日常的に自らを振り返ることができるようにしている。年度末の学校評価では、教職員・保護者の多くが子供の成長を肯定的にとらえていることから実現度をAとした。
		A			★																			
		B																						
		C																						
C B A																								
→重要度																								
c 地域の教育力を園・学校に生かすために「函南町地域学校協働本部」に地域学校協働活動推進員を置き、地域と学校を結ぶパイプ役として学校ボランティアの発掘や紹介、職場体験の活動場所の発掘等を進める。地域住民による「登下校見守り隊ボランティア」を組織し、児童の登下校時の安全に努める。 ・函南町地域学校協働本部の地域学校協働活動推進員（コーディネーター）活用 ・キャリア教育、校内教育活動への積極的な地域人材、ボランティアの活用	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				地域と学校との持続可能な協働体制を築くためには、地域学校協働活動が不可欠であり、また、推進員が重要な役割を担うため、重要度はAとした。 登下校見守り隊など、地域ボランティアの力を活用し、児童生徒の安全を維持している。また、放課後活動やクラブ活動なども地域の方を講師に招いた活動なども継続しており、地域とともにある学校の趣旨に沿った活動ができている。学校運営協議会の会合に地域学校協働活動推進員が参加し、地域と学校をつなぎながらコミュニティ・スクール運営のコーディネーターとしての役割を果たしているため、実現度はAとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
d 「地域交流活動」「異年齢交流活動」「読書活動」等の体験的な活動に保護者や地域社会と協力して取り組むとともに、学校では全教育活動を通して「道徳教育」を推進する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				地域住民を学校教育活動に取り入れることで、開かれた学校、開かれた教育課程の実現及び児童・生徒に生きる力を育む教育活動を推進できるため、重要度はAとした。 地域住民の協力を得て、防災キャンプや地域学習、栽培活動、体験学習、読み聞かせなどの活動が、感染防止対策のもと、教科・領域を問わず各校で工夫され実施されているため、実現度をAとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
e 保護者、子供、教員等による評価結果を分析・活用し、園・学校経営に生かす。 小・中学校全7校のコミュニティ・スクール（「学校運営協議会制度」）が機能するよう支援すると共に、PDCAサイクルを生かし「地域とともにある学校づくり」を推進し、活動内容の地域発信に努める。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				地域とともにある学校づくりを実現するためには、どのような子供を育てるのかという目標やビジョンを地域住民と共有することができる学校運営協議会が果たすべき役割は大きい。重要度はAとした。 学校が提示する学校運営の方針や育てたい子供像について、学校運営協議会が承認することで、学校と地域社会が一体となって教育活動を推進するという意識が生まれている。また、学校運営や教育活動の成果を検証する学校評価や学校の抱える課題について協議し次に活かす体制が構築されたが、その方法については随時見直しが必要となることから実現度はBとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
(3) 社会教育の充実	基本施策 第六次函南町総合計画の「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」を推進するため、生涯が学習機会であるという意識づくりを進めるとともに、文化活動やスポーツに親しみ、心豊かな人間関係の構築に努める。	(7) 生涯学習 ①青少年学習事業、成人学習事業等を実施し、年代に合わせた学習機会の提供に努める。 ②男女共同参画社会づくりのための男女共同参画計画を推進する。 ③生涯学習のきっかけづくりとして住民参画型の「かんなみ生涯学習塾」を運営する。 ④日頃の文化芸術活動や学習の中から育んだ成果を発表する文化祭や発表会を開催する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				C B A				→重要度				生涯を通じた学習は、自己の充実や生活の向上、また人材の育成や豊かな社会の創設に必要な不可欠であるため、重要度Aとした。 ②については、第2次男女共同参画計画の中間年であることから、見直しを行い改訂版を作成、新たな取り組みの推進を図った。①③については新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を引き続き行い、安心して学習できる環境と学習機会の提供を行った。④の文化祭については、例年通りの開催となったが、長引いたコロナ禍生活により学習の種類や時間が減少し、展示に参加する団体数や発表団体数の減少がみられた。学習機会が限られたため、実現度はBとした。
		A																						
B			★																					
C																								
C B A																								
→重要度																								
(イ) 青少年健全育成 ①青少年健全育成組織の活性化を図る。 ②あいさつ運動を定期的実施し、地域の青少年声掛け運動を継続する。 ③町内パトロールを定期的に行い、青少年有害環境の除去に努める。 ④地域・学校・家庭等の連携による関連事業を実施する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				C B A				→重要度				青少年が心豊かに、健全に成長できる環境を守るため、地域社会が一体となって各種活動を推進することは重要度が高くAとした。 ①②③④とも、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、関連事業は感染症対策を講じながらの実施となった。青少年の健やかな成長の支援として実施の意義はあったが、規模や影響力の減少が見られたため、実現度Bとした。		
A																								
B			★																					
C																								
C B A																								
→重要度																								

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務			点検・評価																	
中項目	小項目	細項目	マトリクス表																	
(3) 社会教育の充実	基本施策 第六次函南町総合計画の「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」を推進するため、生涯が学習機会であるという意識づくりを進めるとともに、文化活動やスポーツに親しみ、心豊かな人間関係の構築に努める。	(ウ) 社会体育 ①町民の健康づくりにつながるスポーツや運動の奨励と各種競技大会を開催する。 ②社会体育施設、学校体育施設の充実を図る。 ③スポーツ団体との連携を図りながら指導者・団体を育成する。 ④生涯にわたり、スポーツを楽しめる環境をつくる。 ⑤「スポーツのまち函南宣言」に基づき、健康で元気なまちづくりを目指す。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C					C	B	A	生涯にわたって日常的にスポーツに親しみながら健康づくりに取り組むことができる環境を提供することは、地域の活性化、健康寿命の延伸につながり、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成するうえでも重要であるため、重要度Aとした。 ウィズコロナとなり野外活動を先行に制限緩和が進み、コロナ前の活動状況に近いところまでスポーツ人口が戻り、体育館や運動公園の利用数も回復傾向がみられた。体力や年齢、性別に関係なく、手軽に簡単に楽しめるパラスポーツやニュースポーツの推進を図り、町民の健康増進とスポーツ振興に資することができた。 コロナ収束後の町民の健康増進、運動欲求に応える必要性があることから、実現度はBとした。
		A																		
		B			★															
		C																		
			C	B	A															
(エ) コミュニティ関係 ①地区コミュニティ活動及び地区コミュニティ施設の整備を補助する。 ②地域・学校・家庭の連携によるネットワークを構築する。 ③各地区で活性化してきたシャギリ等の郷土の文化を支援する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C					C	B	A	社会の基盤ともなる地域コミュニティの活性化を図ることは、人との結びつきや関わり、心豊かな生活や人材育成を行ううえでも必要不可欠であることから、重要度Aとした。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症影響により、地域をつなぐ行事や集まりが中止、規模縮小期間が長引いたことから、通常開催に戻すことが難しく、各地区の運動会等の活動費の補助申し出は4地区にとどまった。③についても同様で、地域での集まりが思うようにできず、シャギリに対する補助金の申し出も1件となった。一方、①の施設整備については12地区からの申し出を受け補助金を交付したが、地区コミュニティの活性化が図られる状況になかったことから、実現度はBとした。		
A																				
B			★																	
C																				
	C	B	A																	
(オ) 文化財保護 ①かんなみ仏の里美術館の活用を努める。 小学生、中学生の学習の場とするとともに、ふるさとの宝として後世に伝えていく。 ②文化財の保護・管理・活用に努める。 日本遺産（東海道箱根八里）、世界ジオパーク（伊豆半島世界ジオパーク）の認定を受け、「見て・歩いて・学ぶ」場所として機能の充実を図る。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられた貴重な財産である文化財は、地域の文化や歴史を構成するうえで不可欠である。文化財を保護、また活用しながら、後世に伝えていくことは大変重要であり、重要度Aとした。 ①かんなみ仏の里美術館では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を行いながら、概ね通常運営となった。NHK大河ドラマの影響により町内外の関心も高く、館蔵品を鎌倉国宝館特別展示展へ貸し出したほか、町内小学校の社会科見学等の団体受け入れや開館10周年記念講演を開催し、町の財産を広く伝えることができた。②日本遺産である箱根旧街道の災害復旧事業では、事業計画及び工法等について審議し、災害復旧整備計画を策定したことにより、早期の復旧を図ることが可能となった。両項目とも今後の事業発展が見込まれるが、今年度事業に関しての実現度はAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
	C	B	A																	
(カ) 図書館活動 ①図書館資料の充実を図り、児童書の収集に重点的に取り組む。 ②園児・児童生徒を対象とした町立図書館利用推進事業を実施する。 ③読み聞かせやブックスタートを実施し、本に親しむ環境の充実を図る。 ④地域資料の収集・保存に努め、函南町に関する資料の充実を図る。 ⑤他機関と連携し、地域に必要な情報発信に努める。 ⑥「読書のまち・かんなみ宣言」に基づき策定した、「第三次函南町子どもの読書活動推進計画」を推進する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	町の掲げる「読書のまち・かんなみ宣言」に基づく活動として重要度Aとした。 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策による利用制限を徐々に緩和し、イベント事業も再開するなど従来と同様の図書館運営を行うことができた。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用し、安心して利用できるように空気清浄機を各フロアに設置し、併せてテーマ貸出し用図書を購入した。この本を利用し、子どもたちのために、幼稚園、こども園、保育園、留守家庭児童保育所、小中学校、静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校へ図書館が選書した本を貸出し、子どもたちが本に親しむ環境の充実を図ることができたことから実現度をAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
	C	B	A																	

令和4年度 函南町教育委員会自己点検・評価に対する意見について

元函南町立東中学校校長

函南町人権擁護員

学識経験者 山本 要司

1 教育委員会の活動

新型コロナが収束を見せ始め、教育現場の活動の制限が軽減される中で、以前のような状況に少しずつ戻りはじめている。全ての活動が100%とは言えないが、定例で開催されている年12回の教育委員会や年2回の総合教育会議が予定通り開催できたことは、高く評価したい。また、教育委員会の開催に合わせて、町内全ての教育施設を訪問し、現場の校長・園長や担当者と意見交換ができたことは、具体的な支援に向けて効果があり、今後も継続していただきたい。

実現度のB評価の項目では、教育委員会会議の傍聴や町民・保護者への広報活動は、改善に向けて善処が図れるよう努めていただきたい。特に、田方地区は、他の自治体と異なり、2市1町で構成されていることを考えると、2市1町の教育委員会の緊密な連携は不可欠であり、極めて重要である。教育長の情報提供や意見交換だけでなく効果的な研修が図れるよう期待したい。

2 教育委員会が管理・執行する事務

令和4年度の「不祥事ゼロ」という結果は、継続的に防止策に取り組んできた成果といえる。不祥事は教育委員会だけ、学校だけは防止できない。双方が連携することで効果がある。定期的な働きかけや校内研修、専門家を招聘しての講演会の実施など、様々な機会を通して取り組むべきである。来年度も「不祥事ゼロ」を達成していただきたい。一部の自治体のような隠蔽だけは、絶対にあってはならない。

管理・執行する全ての項目がA評価であるということは、学校教育やその他の教育行政が支障なく行われているという証しと理解できる。

全国的にも重要課題の一つである教員不足については、函南町も他人事ではない。学校現場からの悲鳴は、私のところにまで届いている。この課題は、短期的に解決できるものではないが、その影響が子どもたちへ及ばないことを強く望む。今後も今以上に対策を講じてほしい。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

接続期カリキュラムについて、特に小・中との接続については、不登校の増加に繋がりがかねないデリケートな課題である。今後も子どもや保護者の思いを汲みながら円滑かつ丁寧な接続をお願いしたい。

小学校で外国語の授業がスタートした時は、系統的な指導の必要性が増し、小中連携の重要度が高まった。その後、各校での様々な取り組みやALTの積極的な配置により、コミュニケーション能力が向上している点は、大いに評価できる。

函南町の特別支援教育の充実度は、県内でもトップレベルである。就学前の複数の言語聴覚士による対応や就学後の教育支援センターによる専門的な視点からの充実した支援や保護者の面談など、様々なニーズに対するきめ細やか対応は学校関係者だけでなく保護者からの信頼も厚い。併せて、中学校2校に通教指導教室を開設し、小学校からの系統的な対応を可能にするなど、多くの成果をあげていることは、他市町には類をみない。今後も担当者の増員を含め更なる支援に期待したい。

「教育職員の研修の充実」では、全ての項目でA評価であり、教員の義務である研修が充実しているといえる。今後も教育委員会のサポートを受けながら、各学校・園が独自の校内研修を効果的に進め、授業力の向上に努めてもらいたい。特に、若手教員の授業力向上については、最優先に取り組むべき喫緊の課題である。

令和4年度 函南町教育委員会自己点検・評価に対する意見について

函南町校長会長（函南町立桑村小学校長）

学識経験者 渡 邊 衛

1 教育委員会の活動

1 (1) 2について、教育長が会議後、意見及び勉強会を開催し、教育委員の見識を高める活動を行ったことは、国や県、函南町の教育をめぐる動向を理解する上で有効であることが認められ評価できる。

2 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理・執行する事務については、正しく教育行政の事務手続きに従って執行されていることが認められ評価できる。

2 (11)について、国や県、函南町の教育の方向性に従って、「不易と流行」の理念に基づき執行されていることが評価できる。今後も、積極的に進めていくことを期待する。

また、2 (12)については、町の財政状況が厳しい中、今後も国や県の交付金の積極的な活用を期待する。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

(2) (ア) aについて、「町立図書館の積極的活用と園・学校との連携」とあるが、園・学校と町立図書館の活動が各々別々に行われているのではないか。やがて子供たちは義務教育を終える。だからこそ生涯学習の視点からも町立図書館を軸に、読書活動を推進していくことが必要になるのではないか。そこには、保護者を巻き込むことも必要であり、どのように参画させるのかが鍵となろう。

(2) (ア) bについて、GIGA スクール構想の取組に偏っているのではないか。「令和の日本型学校教育」の個別最適な学びと協働的な学びの視点からの点検をする必要があるのではないか。

(2) (ア) dについて、「函南町部活動ガイドライン」における部活動に係る地域移行への進捗状況が見えてこない。次期町スポーツ推進計画の策定と関連し、町として速やかに実施していくことを期待する。

3 (2) (イ) aについて、教育公務員特例法、及び教育職員免許法の一部を改正する法律により、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿が求められており、研修履歴の活用が重要となる。については、その視点からの点検も必要ではないか。

3 (2) (ウ) aについて、コミュニティ・スクールとの関連事項として、「家庭学習」について点検されていることが疑問。学校、家庭、地域社会が協働で取り組む事案ではないのではないか。また、bの「函南スタンダード」において、読書への取組に各学校課題があるように思われる。実現度の「A」は適切か。

3 (3) (エ)について、補助金を交付することで地域コミュニティを活性化することをねらっているが、各コミュニティで活動をリードするような人材がいなかったことが課題ではないか。一つは高齢化の問題もあるだろう。そうしたコミュニティの在り方の視点からも点検したい。

3 (3) (カ)について、これまで町立図書館側が園や学校にサービスを提供してきた。そうした手法であると園や学校は受け身となり、町立図書館に出向くことは難しい。いかに保護者を巻き込み、町立図書館を核とした読書活動を推進していくのかがこれからは必要であると考えている。

令和4年度 函南町教育委員会自己点検・評価に対する意見について

令和4年度函南町立函南中学校PTA 会長

学識経験者 川口 朋子

1 教育委員会の活動

教育委員会における各項目の重要度をそれぞれ最重要と認識し、ほぼ実現、またはしようとしたことなどは大いに評価できると考える。

子供達の学校での生活においては、今まで制限されていたことが、with コロナということで、以前の形態に戻りつつ、またタブレットを使つての授業も小・中学生全てに行き渡り、今では授業の展開もスムーズで、うまく教師と生徒が使えるようになってきているように感じる。ただ、まだまだ十分に活用できていないのではないかと感じる。Zoomを活用して、別の地域の同世代の子たちと話や考えをディスカッションしたり、メタバースを利用して資料や映像だけでは知ることができないものをアバターとして参加することで、もっと身近に学ぶなど、タブレットやパソコンを十分に活用し、授業が楽しくなるそんな活用も期待したい。そのために研修を、以前からパソコンなどを導入している学校等にアイデアを学びに行くなどして、もっと積極的に教師が学べるためのものを教育委員会が中心になって進めてほしい。不登校の生徒に対しても、学習室やチャレンジ教室だけでなく、パソコンを使って間接的に授業に参加できるようにするなど、今後もっと自由に学べるような案を提供していただけると期待している。

2 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理・執行する事務における評価が全てAであることはとても評価できる。

教育委員会が管理するものは沢山あるが、それを生徒がもっと活用し、学校が積極的に利用できるよう、教育委員会がバックアップしてほしい。特に中学校の部活動が今後なくなり外部の活動に移行するようになった時、学校が終わってから何もすることがない生徒に対しての支援が欲しい。例えばボランティアや経験者を募集したりして、生徒が放課後、家に帰ってゲーム三昧になるような事にならないように部活動に代わるものや上級生の生徒が下級生に勉強を教える場を作るなど、地域や人々がもっと関わることでできる場所などがあるのではないかと感じる。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

コロナが残した変化は、良くも悪くも大きいと感じる。その中でもう少しで達成という評価が多かったことに、努力があつたのだと評価したいと思う。

学校での行事や、生活に関してはそれぞれの学校で工夫し、教育委員会と密に連絡を取りながら頑張っているのがこれから期待できる気がする。図書館等の施設に関する組織も本当によく頑張っている。問題は、各地域の活動等がコロナによって妨げられ、地域の人同士が希薄になってしまったのではないかと考えられることである。先日も伊豆の国市での山車が横転する事故。久しぶりの開催で、きっと誰もがこの惨事を予想できなかったと思う。地域のこのような行事等は、年々参加者が少なくなり、経験者も歳を取り継承されなくなってくるのではないかと感じる。その点、学校を通じてコミュニティを図る考え方はとてもいいと思う。地域と学校を結びつけ、各地域の伝統や行事にも関心を持てる若者が育ってほしい。函南町という街が未来も明るい街であるため今後も期待したい。

議案第65号

要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について

要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について、教育委員会の承認を求める。

令和5年11月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請等が提出されたので、要保護・準要保護世帯及び新入学学用品費の前倒し支給の認定及び廃止について教育委員会の承認を求めるものです。